

平成19年中に所得が減り、所得税がかからなくなった方へ 市民税・県民税減額手続きのお知らせ

■年度間の所得変動にかかる経過措置

退職などにより平成19年分の所得税がかからなくなった場合、税源移譲により平成19年度分の市民税・県民税（以下、市県民税）で税負担が上がった分を、平成19年分の所得税で調整することができなくなります。このため、経過措置として平成19年度分の市県民税を税源移譲前の税額に減額します。この措置を受けるためには申告が必要です。

■減額の対象者(表1)に減額申告書を 発送しました

豊橋市で平成19年度と平成20年度の市県民税の課税状況が確認できる方（平成19年1月1日～平成20年1月1日の間に転出入の無い方に「平成19年度分市民税・県民税減額申告書」(以下、減額申告書)を発送しました。平成19年中に豊橋市に転入し、表1に該当すると思われる方は、平成19年1月1日に住んでいた市区町村にお問い合わせください。

■申告書の提出先

市民税課(西館2階)または平成19年1月1日に住んでいた市区町村。豊橋市では郵送でも受け付けます。

■申告期間

7月1日(火)～31日(木)

「平成19年度分市民税・県民税 減額申告書」 が届かなかった方へ

経過措置に該当すると思われる方に、転出入などの理由により減額申告書を送付できない場合があります。下記の流れ図でご確認ください。

●平成20年1月1日に国内に居住していない。
(例)海外に転出した、亡くなった

「はい」

対象外です 平成20年度分の市県民税の納税義務が生じないため、平成19年度と平成20年度の課税内容が比較できないので、対象となりません。

「いいえ」

●平成19年度市県民税がかからなかった
(平成18年中の所得に対してかかる分です)

「はい」

対象外です 表1の(ア)の条件を満たさないため、対象となりません。

「いいえ」

〈平成19年中の所得についてお尋ねします〉

●所得税がかかった
●住宅ローン控除、配当控除等の税額控除によって所得税がかからなくなった

いずれか一つでも
「はい」

対象外です 所得変動を理由とする場合にのみ適用されますので、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった場合には、対象となりません。

いずれも「いいえ」

〈平成18年中の所得についてお尋ねします〉

●土地、株式等の譲渡などによる分離課税の対象となる所得のみだった

「はい」

対象外です 表1の(ア)の条件を満たさないため、対象となりません。

「いいえ」

●平成19年度市県民税が均等割
(4,000円、または2,600円)のみだった

「はい」

「いいえ」

●平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
継続して豊橋に住んでいた

「はい」

対象となる可能性があります
市民税課にお問い合わせください。

「いいえ」

対象となる可能性があります

平成19年1月1日から平成20年1月1日までの間に転入・転出があった方へは減額申告書を送付していません。減額申告書を提出すると減額を受けられる場合があります。平成19年1月1日に住んでいた市区町村にお問い合わせください。

問合先

市民税課 ☎ 51・2203
http://www.city.toyohashi.aichi.jp/zei/

表1 減額の対象者

以下の(ア)と(イ)の両方を満たす方			
(ア)	平成19年度市県民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く)	>	その年の所得税との人的控除額の差 (表2)の合計額
(イ)	平成20年度市県民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む)	≦	その年の所得税との人的控除額の差 (表2)の合計額

※住宅ローン控除、配当控除等の税額控除によって所得税がかからなくなった場合には適用されません。
 ※人的控除以外の控除(生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除)の額が増加したことにより所得税がかからなくなった場合は適用されないことがあります。

表2 市県民税と所得税との人的控除額の差(例)

人的控除の種類	控除額(円)		
	所得税	市県民税	差
配偶者控除 (70歳未満)	38万	33万	5万
一般扶養控除	38万	33万	5万
特定扶養控除	63万	45万	18万
基礎控除	38万	33万	5万



はぐみんカード(裏)
QRコードからサイトへアクセスできます



はぐみんカード(表)

子育て家庭優待事業が始まります

問合せ先 子育て支援課 ☎51・23325

■「はぐみんカード」の配付

子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくりを目指して、8月1日から、愛知県と協働で「子育て家庭優待事業」を実施します。この事業は、18歳未満のお子さんのいる家庭と妊娠中の方へ「子育て家庭優待カード(はぐみんカード)」を配付し、このカードを県内の協賛店舗・施設に提示することで協賛店舗などが独自に設定する特典やサービスが受けられるものです。

■協賛店舗「はぐみん優待シヨップ」

協賛店舗・施設である「はぐみん優待シヨップ」には、特典サービス内容の書かれたステッカーが貼ってあります。市内の協賛店舗や特典内容はカード配付時にはぐみん優待シヨップ一覧表としてお渡しします。店舗などの最新情報は県や市のホームページ(http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_fukushihoken/fukushijimusho/kosodateshien/yutaijigyoutml)でもご覧いただけます。カードの裏面にあるQRコードから携帯電話でも協賛店舗を掲載したサイトをご覧いただけます。

■利用上の留意事項

- ・カードはお子さんが満18歳に達して最初の3月31日まで利用できます
 - ・カードの有効期限は平成23年3月31日までです
 - ・店舗ごとに利用条件があり、特典などについては変更になる場合があります
 - ・利用する際に確認してください
 - ・カードの裏面には、お子さんの氏名・生年月日を記入してください
 - ・カードを他人に譲渡・貸与することはできません
- 各協賛店舗などのサービスは、お店の善意と協力によるものです。ルールとマナーを守って、みんなで気持ち良くカードを利用してください